

業主側で訴えん積歩らん旨正式に回答セルカ已と浮見及ヒタレヨリ翌二十一日品川署樓上にて

一、事業主側

武鶴次郎

金田武男

緒方芳太郎

二、爭議團側

松岡駒吉

西谷徳藏

野口元信

古捲茶一

外ニ名

三、立會人

正木虎藏

小川清俊

ノ下ニ正式に前記要協案ヲ承認シ別記覚書ヲ交換シ午後四時無事解決セリ
追テ爭議團ハ廿日中、解體シ二十一日二十五日ハ整理ノ為メ休業シ二十四日ハ
日曜日付工場全負ノ公休ヲ実施シ二十五日ヨリ全負就業スル採申合ヲ為シ
ルカ本回ノ解決ニ際シテハ其ノ不調ヲ恐レ将来ノ暗礁タルヘキ組合問題ニ概觸
セザレヲ以テ引渡シ警戒中

右及申(通)報候也

世見書

品川製氷作所職工中議事件ノ因ニ左記ノ条件ニ依リ解決スルモノ
トス

一、工場主ハ心口及ヒ林内等ノ賃借関係等モ其ノ中ニ以スルモノ

ニ賃借及横領関係等無効トシ作内者等ノ賃借トナリタル

者ハ同能ク賃借トナスト

二、本議團ハ因ニ外司名ノ解雇ヲ承認シ工場主ハ工場内規ニ依リ

賃借関係等ノ入付金等モ其ノ内ニ解雇者ニ支給スルモノト

三、本回ノ中議案決定ノ為ニ工場主ヨリ金五萬圓付テ支給スル

トス

五、今回ノ中議案決定ノ旨ニシテハ今後絶対ニ解雇者トシテ

トス

本覚書ニ通シ作内者各因本回ノ議案所持スルモノトス

昭和四年十月廿一日

品川製氷作所主
職工代表者

武鶴次郎
松岡駒吉